

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則	ページ
○機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則…………… (人事課)	1
○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	1
訓 令	
○北海道公印規程の一部を改正する訓令…………… (文書課)	1
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (文書課)	2
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	2
○東京オリンピック連携局規程を廃止する訓令…………… (東京オリンピック連携課)	3

規 則

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第28号

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則
(北海道職員倫理規則の一部改正)

第1条 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。
別表第1中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

(北海道公害紛争処理条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道公害紛争処理条例施行規則(昭和45年北海道規則第111号)の一部を次のように改正する。

第2条中「北海道環境生活部環境局環境政策課」を「北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課」に改める。

(北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年北海道規則第71号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「北海道環境生活部環境局循環型社会推進課」を「北海道環境生活部環

境保全局循環型社会推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第29号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則(昭和23年北海道規則第80号)の一部を次のように改正する。
環境生活部の項中「第7条の2第1項」を「第7条の3第1項」に改める。

農政部の項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項から5の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同項6の事項中「第5項まで」を「第4項まで及び第6項」に改め、同事項を同項5の事項とし、同項7の事項から18の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第6号

本 庁
出 先 機 関

北海道公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道公印規程の一部を改正する訓令

北海道公印規程(昭和45年北海道訓令第19号)の一部を次のように改正する。
第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(特定情報システムにおける公印の印影の使用)

第15条 特定情報システム(本庁又は出先機関(以下この条において「本庁等」という。))の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と他の本庁等又は国等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、特定の事務処理を行うために必要と認められるものをいう。)を利用して証明書等の文書を作成する場合には、当該特定情報システムに電磁的記録(電子的方式、磁気

的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により保存された公印の印影を使用することをもって、公印の押印に代えることができる。この場合において、公印の印影の使用に必要な手続については、別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表の付表中

「教育・法人局法人団体課 教育・法人局大学法人課	「法 人 大 法	」を
「教育・法人局法人団体課	「法 人	」に、「航空局航空課」を「航空港湾局航空課」に、「環境局環境政策課」を「環境保全局環境政策課」に、「環境局循環型社会推進課」を「環境保全局循環型社会推進課」に、
「環境局自然環境課	「自 然	」を
「自然環境局自然環境課 自然環境局野生動物対策課	「自 然 野 生	」に、
「スポーツ局スポーツ振興課 東京オリンピック連携局東京オリンピック連携課	「スポー オ リ 連	」を
「スポーツ局スポーツ振興課	「スポー ト	」に、
「水産局漁業管理課	「漁 管	」を

「水産局漁業管理課
水産局全国豊かな海づくり大会推進室

「漁 管
北 豊 海

」に、

「森林環境局道有林課
森林環境局全国育樹祭推進室

「道 有 林
北 全 育

」を

「森林環境局道有林課

「道 有 林

」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「、東京オリンピック連携推進監」を削る。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第3項中第36号を第37号とし、第24号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 第18条の15第6項の規定に基づき、解体等工事に係る調査結果の報告を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第17項中第42号を第45号とし、同項第41号中「規則」を「北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号。次号において「規則」という。）」に改め、同号を同項第44号とし、同項中第40号を削り、第39号を第43号とし、同項第38号中「第27号、第29号、第34号」を「第30号、第32号、第37号」に改め、同号を同項第41号とし、同号の次に次の1号を加える。

(42) 条例第25条の6第1項の規定に基づき、条例第25条の3第3項の認定（条例第25条の4第1項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員に立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第17項第37号中「第27号、第29号及び第34号」を「第30号、第32号及び第37号」に改め、同号を同項第40号とし、同項中第36号

を第39号とし、第30号から第35号までを3号ずつ繰り下げ、同項第29号中「第11条第4項第6号」を「第11条第4項第7号」に改め、同号を同項第32号とし、同項中第28号を第31号とし、第27号を第30号とし、同項第26号中「第7条の8第1項」を「第7条の14第1項」に、「第7条の2第3項」を「第7条の3第3項」に改め、同号を同項第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

(29) 条例第7条の14第2項の規定に基づき、条例第7条の10第4項の認定（条例第7条の11第1項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員に立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第17項中第25号を第27号とし、第21号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同項第20号中「第2号、第4号、第6号及び第8号」を「第3号、第5号、第7号及び第9号」に改め、同号を同項第22号とし、同項中第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、同項第17号中「第2号、第4号、第6号、第8号及び第13号」を「第3号、第5号、第7号、第9号及び第14号」に改め、同号を同項第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 第42条の7第1項の規定に基づき、第42条の4第3項の認定（第42条の5第1項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入らせ、工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第17項第16号中「第2号、第4号、第6号、第8号及び第13号」を「第3号、第5号、第7号、第9号及び第14号」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第15号を第16号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「第23条第3項第7号」を「第23条第3項第8号」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第17条第2項の規定に基づき、第16条の3第4項（第16条の7第3項において準用する場合を含む。）の認定（第16条の4第1項（第16条の7第3項において準用する場合を含む。）の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入らせ、建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第13項第4号中「第64条第2項」を「第70条第2項」に改め、同項第5号中「第64条第7項」を「第70条第8項」に改め、同項第6号中「第65条第2項」を「第71条第2項」に改め、同表の総合振興局等の本庁農政部の分掌

事項第12項第1号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第26条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第21条」に改め、同表の保健所の事項第3項第2号から第6号までを削り、同事項中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、同事項第13項に次の1号を加える。

(10) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第1条の4の規定に基づき、法人又は団体である麻薬取扱者の役員の変更の届出を受理すること。

別表第4の保健所の事項中第13項を第12項とする。

別表第5の2の事項第5号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等」を「鉄道事業者等」に改め、同表の11の事項第6号から第8号までの規定中「除く」を「含む」に改め、同事項中第31号を第33号とし、第13号から第30号までを2号ずつ繰り下げ、同事項第12号中「除く」を「含む」に改め、同号を同事項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 第9条第8項の規定に基づき、土砂災害特別警戒区域の指定を解除すること。

別表第5の11の事項第11号中「除く」を「含む」に改め、同号を同事項第12号とし、同事項第10号中「除く」を「含む」に改め、同号を同事項第11号とし、同事項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第7条第6項の規定に基づき、土砂災害警戒区域の指定を解除すること。

別表第5の14の事項第13号から第19号までの規定中「第25条の18」を「第25条の30」に改め、同事項第21号中「第25条の14」を「第25条の26」に改め、同事項第22号中「第25条の15」を「第25条の27」に改め、同事項第23号中「第25条の16」を「第25条の28」に改める。

別表第6の職員監、危機管理監、次世代社会戦略監、地域振興監、交通企画監、ゼロカーボン推進監、東京オリンピック連携推進監、アイヌ政策監、新型コロナウイルス感染症対策監、少子高齢化対策監、観光振興監、食産業振興監、食の安全推進監及び建築企画監の決裁事項の項中「東京オリンピック連携推進監」を削り、同表の計量検定所長の決裁事項の項中「当該事務を所管する副所長」を「副所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

東京オリンピック連携局規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

東京オリンピック連携局規程を廃止する訓令
東京オリンピック連携局規程（令和元年北海道訓令第9号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
